

羽咋市地方就職支援金交付要綱

令和8年4月1日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、いしかわ創生総合戦略及び輝く羽咋デジタル総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、本市が石川県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏の大学を卒業して、本市に移住し石川県内の企業に就業する者に対し、予算の範囲内で地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く）をいう。
- (3) 交通費 採用選考活動に係る往復交通費をいう。
- (4) 移転費 移住元から本市への移住に係る引越費用をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、申請時において、次に掲げる移住等に関する要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次に掲げる移住元に関する要件の全てに該当すること。

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業した（在学中の者が交通費を申請する場合にあっては、卒業見込である）こと。

イ 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していた（在学中の者が交通費を申請する場合にあっては、在住してい

る) こと。

(2) 次に掲げる移住先に関する要件の全てに該当すること。

ア 石川県内に所在する企業に就職した（在学中の者が交通費を申請する場合にあっては、就職することが内定している）こと。

イ 石川県における地方就職支援金の詳細が公表された後に申請したこと。

ウ 申請時において、卒業の日から1年以内かつ就業開始の日から1年以内（在学中に交通費を申請する場合にあっては、就業開始予定日前1年以内）であること。

エ 地方就職支援金の申請日から1年以上継続して本市に居住する意思を有していること（在学中の者が交通費を申請する場合にあっては、大学の卒業後に第2号アの内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること）。

(3) 次に掲げるその他の要件の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他石川県知事又は市長が不相当と認めた者でないこと。

2 支援金を受けようとする者は、次に掲げる就業に関する要件の全てを満たす者とする。

(1) 次に掲げる就業先に関する要件の全てに該当すること。

ア 勤務地が石川県内に所在する企業に第1項第1号アの要件を満たす大学を卒業してから1年以内に就職した（在学中に交通費を申請する場合にあっては、就職予定である）こと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務委託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人

を除く。)ではないこと。

オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(2) 次に掲げる就業条件等に関する要件の全てに該当すること。

ア 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している(在学中に交通費を申請する場合にあっては、就業する見込みである)こと。

イ 移住先地域を中心とした勤務を基本とする就業であること。

ウ 東京圏(条件不利地域を除く。)への勤務を前提としない採用であること。

エ 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交通費 申請者が負担した額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、14,000円を限度とする。

(2) 移転費 申請者が負担した額(100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、81,500円を限度とする。

2 前項の規定による支援金の交付回数は、前項各号につき1人1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第5条 この告示による支援金の交付を受けようとする者は、第3条第2号ウに示す年度の4月1日から翌年1月末日までに、地方就職支援金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 地方就職支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人であることが確認できる書類の写し

(3) 移住先の住民票の写し

(4) 就業先企業による就業証明書(様式第3号)又は内定先企業等の内定証明書

(様式第4号)

(5) 大学の卒業証明書若しくは修了証明書又は在学証明書

(6) 交通費の領収書(ただし、領収書が発行されない経路を利用した場合等はこの限りではない。)

(7) 移住元の居住地を確認できる資料

(8) 振込先の預金通帳等の写しなど口座情報のわかるもの

(9) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その旨を地方就職支援金交付決定通知書(様式第5号)又は地方就職支援金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 交付決定通知書を受けた者は、地方就職支援金請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、第6条の規定による交付決定を取り消し、期限を定めて、地方就職支援金交付決定取消及び返還命令通知書(様式第8号)により当該各号に定める額の返還を命じるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害及び病気等やむを得ない事情があるものとして石川県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合(在学中に交通費を申請する場合に限る。)

ウ 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(在学中に交通費を申請する場合に限り、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)

エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職

日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 本市への転入日（住民票を移さずに居住地を変更した者にあつては、転入日、要件を満たす企業への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日。次号において同じ。）から1年以内で本市から転出した場合

（雑則）

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。